

伊根町ふるさと応援基金条例

(目的)

第1条 伊根町の豊かな自然環境及びまち並みを後世に継承していくとともに、秘めた資源をいかしたまちづくりを進めるにあたり、ふるさと伊根への想いをもった人々からの寄附金を財源に、特色あるふるさとづくりとまちづくりに資するため、伊根町ふるさと応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(寄附金の指定等)

第2条 寄附者は、次に規定する事業のうちから自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

- (1) 舟屋の維持、保全及び整備に係る事業
- (2) まち並みの美化、景観の形成等に係る事業
- (3) 少子・高齢化対策に係る事業

2 この条例に基づいて収受した寄附金のうち前項に規定する事業の指定がない寄附金については、町長が前項に規定する事業の指定を行うものとする。

(運用等の状況の公表)

第3条 町長は、基金の積立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄附者の意向が反映されるよう十分配慮し、その状況について毎年度公表しなければならない。

(積み立て)

第4条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

第5条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に切りかえることができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、伊根町一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第7条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第8条 町長は、本基金の設置の目的を達成するため、第2条第1項に規定する事業に要する費用に充当する場合においては、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。